

「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正案について

令和 8 年 1 月 20 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

政府の成長戦略及び規制改革実施計画等において、我が国のスタートアップ等の企業について、非上場株式の発行市場及び流通市場を活性化することを通じて、円滑な資金調達の途を確保する必要がある旨提言されているところであり、金融庁及び本協会においては、令和 6 年 12 月より、「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会」を開催して市場関係者のニーズ等に基づく非上場株式の取引制度の課題等に関する検討を行い、令和 7 年 9 月に公表された報告書において、KGI 等の設定や今後期待される取組み等について取りまとめられたところである。

今般、上記報告書に基づき「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」において行った検討を踏まえ、上記報告書に盛り込まれたセカンダリー取引に係る規制の見直しや特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）の利活用拡大に向けた制度の見直し等を行うため、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の一部改正について

(1) 対象顧客がリスク許容度や投資判断能力の高い者等に限られる登録 PTS 銘柄に係る規制緩和

特定投資家等（特定投資家及び非居住者）、発行体、発行体の役職員及び発行体の大口株主である法人（以下「一般投資家以外の者」という。）のみを対象顧客とする登録 PTS 銘柄について、以下の措置を講じる。

- ① 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員と登録 PTS 銘柄の発行体との間で締結する契約において、自社顧客型登録 PTS 銘柄として必要な「適時の情報提供が必要な事由」及び「提供をすべき事項」を規定する場合には、取次型登録 PTS 銘柄として必要な「適時の情報提供が必要な事由」及び「提供をすべき事項」を規定することは要しないこととする。

（第 16 条第 1 項）

- ② 取次型登録 PTS の「適時の情報提供」について、取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が、顧客及び登録 PTS 取引協会員に当該情報を提供した場合には、当該情報内容を公衆の縦覧に供することを要しないこととする。

（第 16 条第 2 項）

- ③ 上記②により登録 PTS 運営会員から「適時の情報提供」を受けた登録 PTS 取引協会員は、顧客に当該情報を速やかに提供しなければならないこととする。

（第 16 条第 3 項）

- ④ 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が、顧客及び登録 PTS 取引協会員より、登録 PTS 銘柄の約定価格及び最終気配の提供を求められた場合に速や

かに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備している場合には、約定価格及び最終気配の公表を要しないこととする。

(第 16 条第 4 項)

(2) 上記規制緩和に係る顧客への説明

① 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、一般投資家以外の者を対象とする登録 PTS 銘柄について、(1) ①～④の規定を適用する場合に、適用される規定の内容について自社のウェブサイト上で明示しなければならないこととする（当該登録 PTS 運営会員が顧客に説明する場合を除く。）。

(第 16 条第 5 項)

② 登録 PTS 取引協会員は、(1) ①～④の規定が適用される登録 PTS 銘柄について、適用される規定の内容を顧客に説明しなければならないこととする。

(第 16 条第 6 項)

(3) その他所要の整備を図る。

2. 「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

(1) 発行体に関する情報の取得等

一般投資家以外の者を対象とする株主コミュニティ銘柄に係る「参加者への株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供」の範囲について、会社法に基づき非公開会社が作成する計算書類及び事業報告に限定する。

(第 13 条第 2 項)

(2) 取扱状況の報告・公表

一般投資家以外の者を対象とする株主コミュニティ銘柄について価格情報等の公表をしないこととするために、本協会ウェブサイトにおいて行っている株主コミュニティに係る取扱状況の公表を本協会が別に定める様式により公表することとする。

(第 29 条第 2 項)

(3) その他所要の整備を図る。

3. 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正について

(1) 特定証券情報・発行者情報における組込方式の範囲の拡大

特定証券情報、発行者情報の記載上の注意で「組込方式」として添付・記載の代替を認める書類について、会社法上の計算書類及び事業報告から会社法及び商業登記法等の法令に基づく書類に拡大し、特定証券情報の様式の意義を損ねない範囲において記載の代替を認めることとする。

(国内様式 1、様式 4、外国様式 1、様式 4)

(2) 新株予約権等の状況の記載の合理化

特定証券情報、発行者情報における「新株予約権等の状況」の記載について、一律に表形式により記載することを要しないこととする。また、特定証券情報又は発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、

最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することで足りることとする。

(国内様式1、国内様式4)

(3) その他所要の整備を図る。

III. 施行の時期

この改正は、令和●年●月●日から施行する（改正の日から施行することとする。）。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：令和8年1月20日（火）から令和8年2月18日（水）17:00まで
(必着)

② 提出方法：郵送又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

日本証券業協会 エクイティ市場部 宛

専用フォームの場合：

<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=32>

(2) 意見の記入要領

件名を「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則等の一部改正に関する意見」とし、次の①から⑥の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号）

③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 (03-6665-6770)

以上

別紙 1

「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の一部改正案について

令和 8 年 1 月 20 日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<p>私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則</p> <p>(発行体との契約締結)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>2 登録 PTS 運営会員は、非上場有価証券を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合（自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が非上場有価証券を公募登録 PTS 銘柄に追加する場合を除く。）には、あらかじめ、当該非上場有価証券の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。</p> <p>1 発行体による登録 PTS 運営会員への適時的情報提供に関する事項</p> <p>2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時的情報提供の情報内容の公表等に関する事項</p> <p>3 発行体による登録 PTS 運営会員への適時的情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項</p> <p>4 発行体による登録 PTS 運営会員への適時的情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨</p> <p>5 前各号に掲げる事項のほか、登録 PTS 運営会員の定める規則を遵守する旨</p> <p>(登録 PTS 銘柄の発行体による適時的情報提供)</p> <p>第 8 条の 2 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、第 7 条第 2 項の契約において、同項第 1 号により定める発行体による登録 PTS 運営会員への適時的情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>1 発行体から登録 PTS 運営会員に適時的情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項</p>	<p>私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則</p> <p>(発行体との契約締結)</p> <p>第 7 条 (省略)</p> <p>2 (同左)</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p>5 (同左)</p> <p>(登録 PTS 銘柄の発行体による適時的情報提供)</p> <p>第 8 条の 2 (同左)</p> <p>1 (同左)</p>

改 正 案	現 行
<p>イ 登録PTS銘柄について、金商法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合 ロ 登録PTS銘柄について、公表した特定証券情報等について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合 ハ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（イ又はロに掲げる場合を除く。） ニ イからハに掲げる場合の他、登録PTS運営会員が必要と認める場合</p> <p>2 発行体から登録PTS運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項 イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項 ロ 前号ロに該当する場合、訂正する情報の内容 ハ 前号ハに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容 ニ 前号ニに該当する場合、登録PTS運営会員が必要と認める事項</p> <p>3 発行体の登録PTS運営会員に対する情報提供の期限</p> <p>2 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、第7条第2項の契約において、同項第1号により定める発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>1 発行体から登録PTS運営会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項 イ 登録PTS銘柄について、公表等を行った特定証券情報等について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合 ロ 会社法に基づく計算書類又は事業報告を作成した場合 ハ 繼続企業の前提に重大な疑義が生じた場合 ニ イからハに掲げる場合の他、登録PTS運営会員が必要と認める場合</p>	<p>2 (同 左)</p> <p>3 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>1 (同 左)</p>

改 正 案	現 行
<p>2 発行体から登録PTS運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項 イ 前号イに該当する場合、訂正する情報の内容 ロ 前号ロに該当する場合、作成した計算書類又は事業報告の内容 ハ 前号ハに該当する場合、重大な疑義の内容 ニ 前号ニに該当する場合、登録 PTS 運営会員が必要と認める事項 3 発行体の登録PTS運営会員に対する情報提供の期限 3 登録 PTS 運営会員は、発行体から適時的情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、自社顧客型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員が顧客に当該情報を提供した場合は、公衆の縦覧に供することを要しない。 4 （ 現行どおり ）</p>	<p>2 （ 同 左 ） 3 （ 同 左 ） 3 （ 同 左 ） 4 （ 省 略 ）</p>
<p>(登録 PTS 銘柄の価格情報の公表等) 第 9 条の2 取次型登録 PTS 運営業務を行う登録 PTS 運営会員は、登録 PTS 銘柄の約定価格、最終気配及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。</p>	<p>(登録 PTS 銘柄の価格情報の公表等) 第 9 条の2 （ 同 左 ）</p>
<p>2・3 （ 現行どおり ）</p> <p>(特定投資家向け有価証券に係る特則等) 第 15 条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員（取次型登録 PTS 運営業務を行う場合に限る。）は、特定投資家向け有価証券を新たに非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該特定投資家向け有価証券の発行</p>	<p>2・3 （ 省 略 ）</p> <p>(特定投資家向け有価証券に係る特則等) 第 15 条 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 非上場認可 PTS 運営会員又は登録 PTS 運営会員（取次型登録 PTS 運営業務を行う場合に限る。）は、特定投資家向け有価証券を新たに非上場認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該特定投資家向け有価証券の発行</p>

改 正 案	現 行
<p>体（有価証券報告書を提出しなければならない発行体を除く。）との間で、次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。</p> <p>1・2（現行どおり）</p> <p><u>(特定投資家等のみにより取引される登録PTS銘柄に係る特則等)</u></p> <p>第16条 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、一般投資家（金商法第29条の4の4第8項第1号イに規定する一般投資家をいう。以下同じ。）以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、第7条第2項の契約に第8条の2第2項各号に掲げる事項を規定した場合には、同条第1項各号に掲げる事項を規定することを要しない。</p> <p>2 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、第8条の2第3項の規定にかかわらず、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、発行体から適時の情報提供を受けた場合であって、顧客及び登録PTS取引協会員に当該情報を速やかに提供したときには、当該情報内容を公衆の縦覧に供することを要しない。</p> <p>3 前項の場合において、当該登録PTS運営会員から当該情報の提供を受けた登録PTS取引協会員は、顧客に当該情報を速やかに提供しなければならない。</p> <p>4 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、第9条の2第1項の規定にかかわらず、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、顧客の求めに応じて直近の約定価格等を速やかに提示できる態勢を整備している場合には、当該登録PTS銘柄の約定価格及び最終気配を公表することを要しない。</p> <p>5 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営会員は、一般投資家以外の者のみを対象とする登録PTS銘柄について、前4項の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を自社のウェブサイト上で明示しなければならない。ただし、当該登</p>	<p>体との間で、次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。</p> <p>1・2（省略）</p> <p>（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>録 PTS 運営会員が顧客に対して当該事項を説明するときはこの限りでない。</p> <p><u>1 第1項を適用する場合</u> <u>第8条の2第2項第1号に規定する場合に限り、登録 PTS 運営会員による適時的情報提供が行われる旨</u></p> <p><u>2 第2項及び第3項を適用する場合</u> <u>登録 PTS 運営会員による適時的情報提供の内容の公衆の縦覧は行われず、登録 PTS 運営会員又は登録 PTS 取引協会員が顧客に当該情報を提供する旨</u></p> <p><u>3 第4項を適用する場合</u> <u>登録 PTS 運営会員による約定価格及び最終気配の公表は行われず、登録 PTS 運営会員又は登録 PTS 取引協会員が顧客の求めに応じて約定価格等を提示する旨</u></p> <p><u>6 登録 PTS 取引協会員は、第1項から第4項の規定が適用される登録 PTS 銘柄について、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を顧客に説明しなければならない。</u></p> <p>(非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員に対する準用)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和8年●月●日より施行する。</p>	<p>(非上場認可 PTS 運営会員及び登録 PTS 運営会員に対する準用)</p> <p>第 16 条 (省 略)</p>

別紙 2

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正案について

令和 8 年 1 月 20 日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">株主コミュニティに関する規則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>3の2 会員等 会員及び特定業務会員（定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）をいう。</p> <p>4～8 (現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">株主コミュニティに関する規則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 (同 左)</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>3の2 会員等 会員及び特定業務会員（定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）</p> <p>4～8 (省 略)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主コミュニティへの参加・脱退</p> <p>(株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>2 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。ただし、当該勧誘の相手方が次のいずれかに該当する者であることを確認できた場合は、この限りでない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の関係会社（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第7条第2項に規定する関係会社をいう。）の役員又は従業員</p> <p>4～7 (現行どおり)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券（当該店頭取扱有価証券の発行者が会社内容説明書を作成している場合にあっては、第13条第1項第2号の規定により運営会員に</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主コミュニティへの参加・脱退</p> <p>(株主コミュニティへの参加手續及び参加に関する勧誘の禁止)</p> <p>第 9 条 (省 略)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の被支配会社等（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第6条第3項に規定する被支配会社等をいう。）又は関係会社（定義府令第7条第2項に規定する関係会社をいう。）の役員又は従業員</p> <p>4～7 (省 略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券（当該店頭取扱有価証券の発行者が会社内容説明書を作成している場合にあっては、第13条第2号の規定により運営会員に提供し</p>

改 正 案	現 行
<p>提供した直近の会社内容説明書を不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している場合に限る。) に該当する場合は、運営会員は当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことができる。この場合において、運営会員は、当該発行者と協議のうえ、あらかじめ当該株主コミュニティの組成の目的に適した参加に関する勧誘の相手方となる顧客の属性を定め、当該顧客のみに当該勧誘を行うものとする。</p>	<p>た直近の会社内容説明書を不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している場合に限る。) に該当する場合は、運営会員は当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことができる。この場合において、運営会員は、当該発行者と協議のうえ、あらかじめ当該株主コミュニティの組成の目的に適した参加に関する勧誘の相手方となる顧客の属性を定め、当該顧客のみに当該勧誘を行うものとする。</p>
4 (現行どおり)	4 (省 略)
<p>第 4 章 株主コミュニティ銘柄に関する情報の取得・提供</p>	<p>第 4 章 株主コミュニティ銘柄に関する情報の取得・提供</p>
<p>(情報の取得)</p>	<p>(情報の取得)</p>
<p>第 13 条 運営会員は、次の各号に定めるところにより、自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。</p>	<p>第 13 条 (同 左)</p>
1・2 (現行どおり)	1・2 (省 略)
<p>3 運営会員は、前2号以外の発行者に関する情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。</p>	3 (同 左)
<p>イ 会社法に基づく計算書類 定時株主総会の承認を受けたときから遅滞なく ロ 公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。以下この号において同じ。）でない株式会社にあっては、公開会社が同法に基づき作成しなければならない計算書類の記載事項に準拠して記載された情報 イに掲げる情報の取得の時</p>	
<p>ハ 会社法に基づく事業報告 定時株主総会に報告されたときから遅滞なく</p>	
<p>ニ 公開会社でない株式会社にあっては、公開会社が会社法に基づき作成しなければならない事業報告の記載事項に準拠して記載された情報 ハに掲げる情報の取得の時</p>	

改 正 案	現 行
<p>ホ 企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式に定める有価証券報告書の「企業情報」の「事業等のリスク」及び「提出会社の株式事務の概要」に準拠して記載された情報 ハに掲げる情報の取得の時 ヘ 募集の取扱いを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該募集に係る情報 当該募集に係る募集事項の決定が行われたときから遅滞なく ト 売出しの取扱い又は売出しを行う場合にあっては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該売出しに係る情報 当該売出しの取扱い又は売出しを開始するときまで チ イからトまでに掲げるもののか、運営会員が必要と認める情報 当該情報の発生後遅滞なく 2 運営会員は、前項第3号の規定にかかわらず、一般投資家（金商法第29条の4の4第8項第1号イに規定する一般投資家をいう。）以外の者のみを対象とする株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティにあっては、同号ロ、ニ、ホに掲げる情報の取得を要しない。</p>	<p style="text-align: right;">(新 設)</p>
<p>(参加者への株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供)</p> <p>第 14 条 運営会員は、<u>前条第1項各号</u>に規定する情報を取得した場合は、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者に対し当該情報を提供し、又は当該参加者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならぬ。</p> <p>第 5 章 投資勧誘</p> <p>(店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前の情報の提供)</p>	<p>(参加者への株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供)</p> <p>第 14 条 運営会員は、<u>前条各号</u>に規定する情報を取得した場合は、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者に対し当該情報を提供し、又は当該参加者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならない。</p> <p>第 5 章 投資勧誘</p> <p>(店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前の情報の提供)</p>

改 正 案	現 行
<p>第 15 条 運営会員は、株主コミュニティ 銘柄の店頭取引を行う参加者（特定投資 家を除く。）に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき情報を提供する ときに、少なくとも、次の各号に掲げる事 項を含めて情報を提供の上、同条に定め るところにより提供し、これらについて 十分に説明しなければならない。</p> <p>1～15 （ 現行どおり ）</p> <p><u>16 特定業務会員にあっては、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制 並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適 用されない旨並びに同法第 29 条の 4 の 4 第 7 項及び第 8 項の規定により店頭 有価証券の預託を受けることができな い旨</u></p> <p><u>17・18</u> （ 現行どおり ）</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p>	<p>第 15 条 （ 同 左 ）</p> <p>1～15 （ 省 略 ） （ 新設 ）</p> <p><u>16・17</u> （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ）</p>
第 6 章 店頭取引	第 6 章 店頭取引
<p>(運営会員としての届出及び指定)</p> <p>第 26 条 運営会員となろうとする会員等 は、株主コミュニティを組成しようとする 日の 15 営業日前までに、本協会に届け 出なければならない。</p> <p>2 前項の会員等は、同項の届出を行うに 際しては、所定の様式による運営会員指 定届出書、前条第 2 項の規定により作成す る取扱要領、所定の様式による運営会 員に係る宣誓書その他本協会が必要と認 める書類を本協会に提出しなければなら ない。</p> <p>3 本協会は、前項の規定により提出され た書類に不備がないと認める場合は、第 1 項の届出を行った会員等を運営会員と して指定する。ただし、当該会員等が法 令又は本協会の規則に違反する等の事由 により必要であると認める場合は、これ を指定しないことができる。</p> <p>4 （ 現行どおり ）</p>	<p>(運営会員としての届出及び指定)</p> <p>第 26 条 運営会員となろうとする会員 は、株主コミュニティを組成しようとする 日の 15 営業日前までに、本協会に届け 出なければならない。</p> <p>2 前項の会員は、同項の届出を行うに際 しては、所定の様式による運営会員指 定届出書、前条第 2 項の規定により作成す る取扱要領、所定の様式による運営会 員に係る宣誓書その他本協会が必要と認 める書類を本協会に提出しなければなら ない。</p> <p>3 本協会は、前項の規定により提出され た書類に不備がないと認める場合は、第 1 項の届出を行った会員を運営会員と して指定する。ただし、当該会員が法令又 は本協会の規則に違反する等の事由によ り必要であると認める場合は、これを指 定しないことができる。</p> <p>4 （ 省 略 ）</p>
<p>(運営会員としての指定の取消し)</p> <p>第 27 条 （ 現行どおり ）</p> <p>2～4 （ 現行どおり ）</p>	<p>(運営会員としての指定の取消し)</p> <p>第 27 条 （ 省 略 ） 2～4 （ 省 略 ）</p>

改 正 案	現 行
<p>5 <u>会員等は、第3項の規定により運営会員としての指定を取り消された後においても、引き続き、運営会員であった時に起因する義務及び責任を負わなければならぬ。</u></p>	<p>5 <u>会員は、第3項の規定により運営会員としての指定を取り消された後においても、引き続き、運営会員であった時に起因する義務及び責任を負わなければならぬ。</u></p>
<p>第 8 章 雜 則</p>	<p>第 8 章 雜 則</p>
<p>(本協会への報告)</p>	<p>(本協会への報告)</p>
<p>第 29 条 運営会員は、自社が取り扱っている株主コミュニティ銘柄の店頭取引及び募集等の取扱い等の状況について、毎週月曜日（募集等の取扱い等については、当該募集等の取扱い等の期間が終了した日の属する週の翌週の月曜日）（当該月曜日が休業日の場合は、翌営業日）に、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。</p>	<p>第 29 条 （ 同 左 ）</p>
<p>2 本協会は、前項により報告された内容について<u>本協会が別に定める様式</u>により公表する。</p>	<p>2 本協会は、前項により報告された内容について公表する。</p>
<p>第 9 章 上場廃止銘柄の特例</p>	<p>第 9 章 上場廃止銘柄の特例</p>
<p>(取次ぎ等会員に係る情報の提供等)</p>	<p>(取次ぎ等会員に係る情報の提供等)</p>
<p>第 33 条 （ 現行どおり ）</p>	<p>第 33 条 （ 省 略 ）</p>
<p>2 運営会員は、第9条第4項第1号、第12条第1項各号、同条第2項各号、同条第3項第3号イからハまで、<u>第13条第1項</u>及び第16条の2第3項に掲げる情報について、取次ぎ等会員に提供することができる。</p>	<p>2 運営会員は、第9条第4項第1号、第12条第1項各号、同条第2項各号、同条第3項第3号イからハまで、<u>第13条</u>及び第16条の2第3項に掲げる情報について、取次ぎ等会員に提供することができる。</p>
<p>3～5 （ 現行どおり ）</p>	<p>3～5 （ 省 略 ）</p>
<p>付 則</p>	
<p>この改正は、令和8年●月●日から施行する。</p>	

【様式1：店頭有価証券】

「特定証券情報及び発行者情報の記載様式（国内様式）」の一部改正案について

令和8年1月20日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行															
特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (国内様式)	特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (国内様式)															
様式1	様式1															
特定証券情報	特定証券情報															
<p>【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】(3) 【代表者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【有価証券の種類】(5) 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】(6) 【公表されるホームページのアドレス】(7)</p>	<p>【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】(3) 【代表者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【有価証券の種類】(5) 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】(6) 【公表されるホームページのアドレス】(7)</p>															
第一部【証券情報】 (現行どおり)	第一部【証券情報】 (省 略)															
第二部【企業情報】 第1 (現行どおり) 第2【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (1) (現行どおり) (2)【新株予約権等の状況】(23) (表を削る)	第二部【企業情報】 第1 (省 略) 第2【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (1) (省 略) (2)【新株予約権等の状況】(23)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>最近事業年度末現在 <u>(年 月 日)</u></th> <th>提供日又は 公表日の前 月末現在 <u>(年 月 日)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数 <u>(個)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数 <u>(個)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数 (株)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	最近事業年度末現在 <u>(年 月 日)</u>	提供日又は 公表日の前 月末現在 <u>(年 月 日)</u>	新株予約権の数 <u>(個)</u>			新株予約権のうち自己新株予約権の数 <u>(個)</u>			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数 (株)		
区分	最近事業年度末現在 <u>(年 月 日)</u>	提供日又は 公表日の前 月末現在 <u>(年 月 日)</u>														
新株予約権の数 <u>(個)</u>																
新株予約権のうち自己新株予約権の数 <u>(個)</u>																
新株予約権の目的となる株式の種類																
新株予約権の目的となる株式の数 (株)																

【様式1：店頭有価証券】

改 正 案	現 行																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>新株予約権の行使時の払込金額（円）</u></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>新株予約権の行使期間</u></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）</u></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>新株予約権の行使の条件</u></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>新株予約権の譲渡に関する事項</u></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>代用払込みに関する事項</u></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </table>	<u>新株予約権の行使時の払込金額（円）</u>			<u>新株予約権の行使期間</u>			<u>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）</u>			<u>新株予約権の行使の条件</u>			<u>新株予約権の譲渡に関する事項</u>			<u>代用払込みに関する事項</u>			<u>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>		
<u>新株予約権の行使時の払込金額（円）</u>																						
<u>新株予約権の行使期間</u>																						
<u>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）</u>																						
<u>新株予約権の行使の条件</u>																						
<u>新株予約権の譲渡に関する事項</u>																						
<u>代用払込みに関する事項</u>																						
<u>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>																						
(3) (現行どおり)	(3) (省 略)																					
2・3 (現行どおり)	2・3 (省 略)																					
第3・第4 (現行どおり)	第3・第4 (省 略)																					
(記載上の注意)	(記載上の注意)																					
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)																					
(1-2) 組込方式	(1-2) 組込方式																					
a (現行どおり)	a (省 略)																					
b <u>会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、当該書類を特定証券情報に添付することにより、特定証券情報の様式の意義を損ねない範囲において、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。</u>	b <u>最近事業年度の計算書類及び事業報告（会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告をいう。）において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、当該計算書類及び事業報告を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。</u>																					
(2)～(22) (現行どおり)	(2)～(22) (省 略)																					
(23) 新株予約権等の状況	(23) 新株予約権等の状況																					
a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、 <u>当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議の年月日のほか、最近事業年度の末日及び特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る次に掲げる事項を当該決議ごとに記載し、発行していない場合には、該当ない旨を記載すること。</u> なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。 <u>ただし、特定</u>	a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る <u>新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織</u>																					

【様式 1 : 店頭有価証券】

改 正 案	現 行
<p><u>証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。</u></p> <p>(a) <u>新株予約権の数</u></p> <p>(b) <u>新株予約権のうち自己新株予約権の数</u></p> <p>(c) <u>新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数</u></p> <p>(d) <u>新株予約権の行使時の払込金額</u></p> <p>(e) <u>新株予約権の行使期間</u></p> <p>(f) <u>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</u></p> <p>(g) <u>新株予約権の行使の条件</u></p> <p>(h) <u>新株予約権の譲渡に関する事項</u></p> <p>(i) <u>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(会社法第 236 条第 1 項第 8 号に規定する事項をいう。)</u></p> <p>(j) <u>金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額</u></p> <p>b (現行どおり)</p> <p>c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第 3 項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券を発行している場合には、最近事業年度の末日<u>及び</u>特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。<u>ただし、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。</u></p> <p>(削 る)</p>	<p><u>再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。</u>なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。</p> <p>b (省 略)</p> <p>c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第 3 項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券を発行している場合には、最近事業年度の末日<u>並びに</u>特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。</p> <p>d 「代用払込みに関する事項」の欄に</p>

【様式1：店頭有価証券】

改 正 案	現 行
	<p><u>は、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。</u></p>
(削 る)	
d 発行者がM S C B等を発行している場合にはその旨を記載すること。 (削 る)	<p>e <u>「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。</u></p> <p>f <u>発行者がM S C B等を発行している場合にはその旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>g <u>会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。</u></p>
(24) ~ (28) (現行どおり)	(24) ~ (28) (省 略)
付 則	
この規則は、令和8年●月●日から施行する。	

【様式4：店頭有価証券】

改 正 案	現 行																														
<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (国内様式)</p> <p>様式4</p> <p>発行者情報</p> <p>【表紙】 【書類名】発行者情報 【提出日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】(3) 【代表者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】(5)</p> <p>【企業情報】 第1 (現行どおり) 第2 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (1) (現行どおり) (2) 【新株予約権等の状況】(11) (表を削る)</p>	<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (国内様式)</p> <p>様式4</p> <p>発行者情報</p> <p>【表紙】 【書類名】発行者情報 【提出日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】(3) 【代表者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】(5)</p> <p>【企業情報】 第1 (省 略) 第2 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (1) (省 略) (2) 【新株予約権等の状況】(11)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">最近事業年度末現在 (年 月 日)</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">提供日又は 公表日の前 月末現在 (年 月 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">新株予約権の数 (個)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新株予約権の目的となる株式の数 (株)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新株予約権の行使時の払込金額 (円)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新株予約権の行使期間</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新株予約権の行使の条件</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提供日又は 公表日の前 月末現在 (年 月 日)	新株予約権の数 (個)			新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数 (株)			新株予約権の行使時の払込金額 (円)			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項		
区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提供日又は 公表日の前 月末現在 (年 月 日)																													
新株予約権の数 (個)																															
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)																															
新株予約権の目的となる株式の種類																															
新株予約権の目的となる株式の数 (株)																															
新株予約権の行使時の払込金額 (円)																															
新株予約権の行使期間																															
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)																															
新株予約権の行使の条件																															
新株予約権の譲渡に関する事項																															

【様式4：店頭有価証券】

改 正 案	現 行						
<p>(3) (現行どおり) 2・3 (現行どおり) 第3・第4 (現行どおり)</p> <p>(記載上の注意) (1) (現行どおり) (1-2) 組込方式 <u>会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類において本様式に規定する事項を記載している発行者は、当該書類を発行者情報に添付することにより、発行者情報の様式の意義を損ねない範囲において、本様式における当該事項の記載に代えることができる。</u> (2) ~ (10) (現行どおり) (11) 新株予約権等の状況 a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、<u>当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議の年月日のほか、最近事業年度の末日及び発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る次に掲げる事項を当該決議ごとに記載し、発行していない場合には、該当ない旨を記載すること。</u>なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。<u>ただし、発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。</u> (a) <u>新株予約権の数</u> (b) <u>新株予約権のうち自己新株予約権の数</u> (c) <u>新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数</u> (d) <u>新株予約権の行使時の払込金額</u></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;"><u>代用払込みに関する事項</u></td><td style="width: 33%; padding: 2px;"></td><td style="width: 33%; padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u></td><td style="padding: 2px;"></td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </table> <p>(3) (省 略) 2・3 (省 略) 第3・第4 (省 略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (省 略) (1-2) 組込方式 <u>最近事業年度の計算書類及び事業報告(会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告をいう。)において本様式に規定する事項を記載している発行者は、当該計算書類及び事業報告を発行者情報に添付することにより、本様式における当該事項の記載に代えることができる。</u> (2) ~ (10) (省 略) (11) 新株予約権等の状況 a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類(内容を含む。)及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。</p>	<u>代用払込みに関する事項</u>			<u>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>		
<u>代用払込みに関する事項</u>							
<u>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</u>							

【様式4：店頭有価証券】

改 正 案	現 行
<p>(e) 新株予約権の行使期間 (f) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (g) 新株予約権の行使の条件 (h) 新株予約権の譲渡に関する事項 (i) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(会社法第236条第1項第8号に規定する事項をいう。) (j) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額</p> <p>b (現行どおり)</p> <p>c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券を発行している場合には、最近事業年度の末日<u>及び</u>発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。<u>ただし、発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。</u> (削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>d 発行者がMSCB等を発行している場合にはその旨を記載すること。 (削 る)</p>	
	<p>b (省 略)</p> <p>c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券を発行している場合には、最近事業年度の末日<u>並びに</u>発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。</p> <p>d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。</p> <p>e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。</p> <p>f 発行者がMSCB等を発行している場合にはその旨を欄外に記載すること。</p> <p>g 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の</p>

【様式4：店頭有価証券】

改 正 案	現 行
(12)～(16) (現行どおり) 付 則 この規則は、令和8年●月●日から施行する。	<u>異なる新株予約権ごとに記載すること。</u> (12)～(16) (省 略)

【様式 1：外国株券等】

「特定証券情報及び発行者情報の記載様式（外国様式）」の一部改正案について

令和 8 年 1 月 20 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (外国様式)</p> <p>様式 1</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】(3) 【代表者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【有価証券の種類】(5) 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】(6) 【公表されるホームページのアドレス】 (7)</p> <p>[第一部・第二部 (現行どおり)]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (現行どおり) (1-2) 組込方式 a (現行どおり) b <u>会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、当該書類を特定証券情報に添付することにより、特定証券情報の様式の意義を損ねない範囲において、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。</u> (2) ~ (29) (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、令和 8 年 ● 月 ● 日から施行する。</p>	<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (外国様式)</p> <p>様式 1</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】(3) 【代表者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【有価証券の種類】(5) 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】(6) 【公表されるホームページのアドレス】 (7)</p> <p>[第一部・第二部 (省 略)]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (省 略) (1-2) 組込方式 a (省 略) b <u>最近事業年度の計算書類及び事業報告</u>（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類及び事業報告をいう。）において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、<u>当該計算書類及び事業報告を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。</u> (2) ~ (29) (省 略)</p>

【様式2：外国投資信託受益証券】

改 正 案	現 行
<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (外国様式)</p> <p>様式2</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】</p> <p>【書類名】特定証券情報</p> <p>【提供日又は公表日】 年 月 日 (2)</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(4)</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【事務連絡者氏名】(5)</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【公表されるホームページのアドレス】(6)</p> <p>[第一部～第三部 (現行どおり)]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的な事項</p> <p>a～g (現行どおり)</p> <p>h 特定証券情報の対象となる有価証券が金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」(5) c、(17) c、(26) c、(30) 及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。</p> <p>(1-2)～(37) (現行どおり)</p>	<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (外国様式)</p> <p>様式2</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】</p> <p>【書類名】特定証券情報</p> <p>【提供日又は公表日】 年 月 日 (2)</p> <p>【発行者名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】(4)</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【事務連絡者氏名】(5)</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【公表されるホームページのアドレス】(6)</p> <p>[第一部～第三部 (省略)]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的な事項</p> <p>a～g (省略)</p> <p>h 特定証券情報に係る有価証券が金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」(5) c、(17) c、(26) c、(30) 及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。</p> <p>(1-2)～(37) (省略)</p>

【様式2：外国投資信託受益証券】

改 正 案	現 行
<p>付 則</p> <p>この規則は、令和8年●月●日から施行する。</p>	

【様式3：外国投資証券・外国新投資口予約権証券】

改 正 案	現 行
<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (外国様式)</p> <p>様式3</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】 【代表者の役職氏名】(3) 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】(4) 【代理人の住所又は所在地】 【公表されるホームページのアドレス】 (5)</p> <p>[第一部・第二部 (現行どおり)]</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的な事項 a ~ g (現行どおり) h 特定証券情報の対象となる有価証券が金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」(5) c 、(17) c 、(26) c 、(30) 及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。 (1-2) ~ (37) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和8年●月●日から施行する。</p>	<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (外国様式)</p> <p>様式3</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】 【代表者の役職氏名】(3) 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】(4) 【代理人の住所又は所在地】 【公表されるホームページのアドレス】 (5)</p> <p>[第一部・第二部 (省略)]</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的な事項 a ~ g (省略) h 特定証券情報に係る有価証券が金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」(5) c 、(17) c 、(26) c 、(30) 及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。 (1-2) ~ (37) (省略)</p>

【様式4：外国株券等】

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (外国様式)</p> <p>様式4</p> <p>発行者情報</p> <p>【表紙】 【書類名】発行者情報 【提出日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】(3) 【代表者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】 (5)</p> <p>【企業情報】 (現行どおり) (記載上の注意) (1) (現行どおり) (1-2) 組込方式 <u>会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類において本様式に規定する事項を記載している発行者は、当該書類を発行者情報に添付することにより、発行者情報の様式の意義を損ねない範囲において、本様式における当該事項の記載に代えることができる。</u> (2) ~ (17) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和8年●月●日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (外国様式)</p> <p>様式4</p> <p>発行者情報</p> <p>【表紙】 【書類名】発行者情報 【提出日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】(3) 【代表者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】 (5)</p> <p>【企業情報】 (省 略) (記載上の注意) (1) (省 略) (1-2) 組込方式 <u>最近事業年度の計算書類及び事業報告(会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告をいう。)において本様式に規定する事項を記載している発行者は、当該計算書類及び事業報告を発行者情報に添付することにより、本様式における当該事項の記載に代えることができる。</u> (2) ~ (17) (省 略)</p>